

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p>	<p>令和3年4月1日に定時制の課程を置く市町村立高等学校（五條市立西吉野農業高等学校）が設置されること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 教育委員会参集時の出席簿への記録 教育委員会による出席簿への「記録」を変更し、自署による対応も可能とする。 (第4条関係)</p> <p>2 会議の公開 教育長又は委員の発議並びに出席者の3分の2以上の多数の議決により公開しないとすることができ、職員の任免、分限及び懲戒処分に関することについて、対象となる職員に県費負担教職員である市町村立高等学校の職員を加える。 (第17条関係)</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会会議規則（昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一号の二）

の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「なつ印しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第十七条第一項第一号中「（市町村立義務教育諸学校を含む。）」を削り、「職員」の下に「並びに法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>第四条 委員は招集の当日の会議開催の時刻前に議場に参集し所定の場所に備え付けてある出席簿に記録しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第十七条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>一 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任免、分限及び懲戒処分に関すること。</p> <p>二、六 略</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>第四条 委員は招集の当日の会議開催の時刻前に議場に参集し所定の場所に備え付けてある出席簿になつ印しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第十七条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>一 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限及び懲戒処分に関すること。</p> <p>二、六 略</p> <p>2 及び 3 略</p>